

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 6 日現在

機関番号：14301

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2012～2014

課題番号：24653017

研究課題名(和文) 刑事上訴審における事実認定審査の在り方

研究課題名(英文) Reconsider on the Appellate Review on Fact-Finding in Criminal Procedure

研究代表者

酒巻 匡 (SAKAMAKI, Tadashi)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：50143350

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、わが国の刑事上訴審、とくに控訴審による事実誤認の審査の在り方について、従前の実務運用においてほぼ確立していた手法の背後にあった状況と、裁判員制度の導入に伴う第一審裁判の変化とを視野に入れつつ、現行刑事訴訟法が当初から想定していた「事後審査」すなわち事実認定過程の合理性審査を徹底する方向性を、理論的かつ実務技術的根拠を示すことにより提言し、この問題に関する一連の最高裁判所の判例に学問的基盤を提供した。

研究成果の概要(英文)：This research project was planned to reconsider the practice of the appellate review on fact-finding of the trial court in Japanese Criminal Justice System. As the result, this research has proposed the clear and convincing review method, that has been originally built in the Japanese Criminal Procedure Law itself. The research products including legal articles publicized during the research term have successfully proposed the firm theoretical grounds for the continuing activity of the Japanese Supreme Court deciding on this issue.

研究分野：刑事訴訟法

キーワード：刑事訴訟法 上訴 事実誤認 論理則・経験則 直接主義 裁判員制度 控訴審

1. 研究開始当初の背景

(1) 本研究は、わが国の従前の刑事上訴審による事実誤認審査の在り方に根本的疑問を投げかけ、その背景となっていた従前の実務技術的要因が、裁判員制度の導入とこれに伴う第一審裁判の根本的変容 - とりわけ書面証拠ではなく、証人尋問や被告人質問という法廷における口頭供述が証拠の主要部分を占める「直接主義・口頭主義」を基調とした証拠調べの活性化 - により、決定的影響を受けるであろうとの見通しのもとに、主として理論的観点から、従前の事実誤認審査手法とは異なる新たな審査の在り方を提言しようとするものであった。

(2) この問題関心は、当時学界よりもむしろ、現実に裁判員裁判第一審判決の控訴審を担当する高等裁判所の裁判実務家にとって喫緊のものとなっていた。報告者は、本研究課題申請前の2011年4月に、裁判員裁判の無罪判決を詳細な書面証拠審査とこれに基づく事実認定のやり直しにより破棄して有罪とした高等裁判所の判決を素材として、その審査方法に批判を加える講演を行い、本研究の基本的方向性を試論的に提示する試みを行った(酒巻 匡「講演・控訴審の在り方について」司法研修所・平成23年度 刑事裁判官特別研究会、2011年4月11日開催、非公開・未公表、全国の刑事事件担当裁判官に部内交付回覧)。その際の刑事裁判実務家からの反応と議論は、本研究課題の実務的・社会的重要性と、新たな理論枠組構築の必要性とをあらためて意識させるものであった。これが、本挑戦的萌芽研究開始の背景である。

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的は、第一、従前の上訴審裁判所とりわけ控訴審裁判所による第一審判決の事実誤認審査と従前の第一審裁判実務の在り方との実務技術的関係を論理的に明瞭で了解可能な形に言語化し、これを通じて、従前の控訴審実務を根源的に批判すること、第二、裁判員裁判の導入と前記「直接主義・口頭主義」の徹底された第一審裁判のもとでは、従前の控訴審実務は理論的にも、実務技術的にもはや維持できなくなること、第三、そのような状況の下で、新たな事実誤認審査の手法にはどのような方式が現行法の下であり得るかを、明瞭な形で提言することであった。

(2) このような研究目的の設定後に、最高裁判所は、前記講演において報告者の批判した高等裁判所の判決を破棄して、まさに本研究の核心課題について、あらたな法解釈を提示するに至ったので、この最高裁判例(最判平成24・2・13刑集66巻4号482頁)の示す方向性を、理論的側面から支え、これに確固たる理論的・解釈論的基盤を提供することを、短期的目標として付加・設定することとなっ

た。

3. 研究の方法

(1) 研究の方法は、下記のとおり報告者(研究代表者)が単独で実施する、伝統的な文献読解研究を中核として進められた。

第一、従前の控訴審による事実誤認審査の実務技術的手法について分析・検討した、主として刑事裁判実務家による論説・研究文献の網羅的収集と読解、及び、そこに引用され分析の対象とされていた多数の判例・裁判例の網羅的収集と読解。

第二、現在の控訴審・上告審の基本的な制度設計、立案趣旨、現行法以前の刑事手続法(旧刑事訴訟法等)の制度と運用等、歴史的沿革の事項に関する法令・文献の読解。

第三、運用が確立し、直接主義・口頭主義の審理が進展している裁判員裁判とその重要な準備段階である公判前整理手続の現況に関する文献・裁判例の網羅的収集と読解。

第四、諸外国の上訴審及びそれと不可分一体の関係にある第一審刑事裁判の全体状況を把握し、わが国への提言に有用な知見・比較法的視野を獲得するための、外国文献(アメリカ法、イギリス法、ドイツ法、フランス法)の収集と読解。交付を受けた設備備品費の大部分は、上記文献、とくに外国文献や実務資料の収集に当てられた。

(2) 以上のような文献読解に加えて、本研究課題が、まさに全国で現在進行中の控訴審実務の変容過程で実施されたことから、とくに刑事裁判実務家の状況認識や行動様式の変化等をつぶさに知り、提言の見通しを立てるため、全国の裁判実務の現況を包括的に把握している最高裁判所刑事局の担当者と面談、また、最高裁判所刑事局の収集している実務資料の閲覧、東京高等裁判所において、現に控訴審を担当し、第一審判決の事実誤認審査を実施してきている裁判官との面談や事例研究会への参加等を通じて、刑事控訴審実務、またその審査と不可分一体の裁判員裁判の実情について、できる限り正確で包括的な情報の収集を行った。交付を受けた研究・資料収集目的旅費の大部分は、このための出張に当てられた。

4. 研究成果

本研究により得られた成果の概要は次のとおりである。なお、その一部は、後記研究論文や学会発表において公表済みであるので、随時、これを引用する。

(1) 第一の目標であった、従前の控訴審による事実誤認審査の手法を支えていた実務技術的背景については、審査の対象となる第一審の審理自体が、いわゆる「調書裁判」、すなわち、捜査段階で作成された多数の供述調書(被告人の自白調書や参考人の供述調書)に過剰に依存した運用になっていたこと、そして、現行法制定当初から、法制度の建前

の上では、控訴審は、新たに事件そのものについて事実認定をやり直すのではなく、第一審の事実認定に不合理な点がないかを事後的に審査する「事後審査審」であるとの一般的理解がありながら、その実態は、控訴審が、書面審理の形式を用いながら、前記のとおり第一審判決を基礎づける証拠がほとんど書面証拠であったことから、実質的には、控訴審がこれに基づき自らあらたな事実認定を行い、その心証と第一審判決が齟齬する場合には、これを破棄するという、心証比較による審査が常態化していることを、できる限り明晰に言語化して、従前の控訴審実務の背景事情を、多面的かつ重層的に明らかにすることができた（その一端は、後記論文、の必要部分に組み入れた）。

なお、比較法研究の詳細な公表は、研究期間内にはできなかったが、最も基本的な部分でわが国の上訴審の基本的な構成が、比較法的には例のない形態であること、それが、これまでは、わが国の第一審に一般国民の裁判参加（陪審制・参審制）がなかったことに起因する側面があることを、論理的に明瞭に指摘することができた（後記論文、及び学会発表）。

(2) 研究期間の初年度以降に、前記最高裁判所の判例と、これに引き続く一連の最高裁判例が出現し、従前の控訴審による事実誤認審査に対して、いわば純粹の事後審査すなわち、控訴審は自ら事件について心証を形成するのではなく、第一審の事実認定が、論理則・経験則等に照らして不合理ではないかを事後審査するべきであり、このような事実認定の合理性の審査により第一審の事実認定を事実誤認として破棄する場合には、そのような論理則・経験則違反を具体的に指摘しなければならぬという審査手法を定立してそれを複数の現実の事案に適用する積極的な動きが生じた。

このような実務上の動きを学問的に位置づけ、また、進行し普遍化しつつある裁判員裁判の直接主義・口頭主義化をも視野に入れつつ、最高裁判例の方向性を、理論的に裏付ける新たな視点を提示する学会報告を行った（学会発表、口頭報告の活字化として、論文）。そこでは、第一、裁判員裁判の導入が触媒となって進展しつつある、第一審審理の直接主義・口頭主義を前提とすれば、従前の心証比較による控訴審の事実誤認破棄手法は、実務技術的にも、また制度整合性の観点からももはや成り立ち得ないこと、第二、とくに一般国民の関与した第一審の事実認定を、職業裁判官のみで構成される控訴審が事実認定をやり直して破棄することは、裁判員制度導入の趣旨と根本的に衝突してその正当性を政策的に維持することは困難であること、他方、現行法が、まさに第一審が直接主義・口頭主義の審理形態になるであろうことを予測して（現実には、前記のとおり書

面証拠中心のいわば奇形が運用として定着していた）制度設計していた、すなわち当初から現行法の趣意であった、純粹事後審査すなわち、事実認定の合理性審査であれば、職業裁判官のみの審査判断で裁判員裁判の事実認定を破棄することが、合理的に正当化できることを、理論的に説明した。

さらに、学会報告と討論において、報告者が、研究途上で強く意識するに至った問題点についても、その一端を提示して、学問的刺激を喚起することを試みた。次にその点に言及する。

(3) 裁判員制度導入直後から、極めて不正確ないし非学問的な標語として、「一般国民の関与した判断の尊重」という言説が行われていたが、このことは、上訴審が、裁判員裁判の事実認定や量刑判断を無批判に尊重すべきであることを意味するものではなかったはずである。それにもかかわらず、一般社会においても、また刑事裁判実務に携わる専門家さえ、尊重と審査による破棄判断とを整合的に説明する言語化ができず、非学問的批判等が行われてきた。このような不健全な状況に対して、本研究は、前記合理性の審査、また量刑についても先例・同種事案との「公平」すなわちいずれも合理性の観点から、裁判員の関与した「誤った」判断を具体的に指摘して破棄することは、何ら裁判員制度の本旨に反するものではなく、むしろ、公正と公平という司法判断の本来的責務であることを明瞭な言葉で説明することを試み、公表した（とくに一般社会に向けた専門の見地からの啓蒙として、その他がある。また、このような問題の整理は、論文の一部に取り入れられている）。

(4) さらに、新たな視点からの問題提起として、前記事実誤認の審査及び量刑判断の審査手法、すなわち「合理性の審査」は、確かに、裁判員制度の導入という強烈な刺激により、従前の控訴審査の在り方を激変させつつあり、また改めて刑事実務家に意識的実践を要請しているところではあるが、翻って考えてみれば、現行刑事訴訟制度全体の制度整合性の観点、裁判員制度設計導入時の趣意、現行法制定時の真の立法目的等を勘案すれば、裁判員裁判対象事件に限った事柄ではなく、むしろ、刑事裁判全体について、普遍的に妥当し同様に扱われなければならない事項であるという、いわば当然の事理を、明確に言語化して説得的に提示することを試みた（とくにこの問題に集中した論文として）。

この提言に対しては、理論的学問的には反論不可能であると認識しているが、現実の刑事裁判実務の状況を観察する限り、裁判員裁判は特別の例外的制度であり、それ以外の裁判員が関与しない刑事裁判においては、従前の、書面証拠中心のやり方にも合理性があり、

また実務技術的には、そのような従前の方式を維持しない限り、刑事裁判全体の効率的運用は不可能であろうと見る意見を抱く実務法律関係者が、なお、多数を占めているように窺われる。他方で、最高裁判所は、個別具体的事件の判断を集積させる過程において、折に触れて、新たな審査手法が、裁判員裁判対象事件に限られるものではないことを示唆しており、その示唆するところを一層明瞭に言語化して補充提示することにも努めた(論文、学会発表)。

(5) 以上が研究成果の概要である。既に触れたとおり、以上の提言内容は、現在、少なくとも裁判員裁判事件の控訴審査においては、望ましい方向に激変しつつある裁判実務に対して、確固たる理論的、制度整合的正当化の明晰な言葉と説明を提供することに役だったと評価することができよう。なお、学会発表は、その発表後に現れた、控訴審査の在り方について一般的な判断を示した最高裁判所の判例の説示にほぼそのまま採用され(最判平成26・7・24刑集68巻6号925頁)、現実の実務に直接的影響を及ぼし、これを合理的な方向に誘導する役割を果たしたと思われる。この意味では、本研究の発端となった非公開講演準備段階で抱いた問題意識と、当初はおよそ変化の兆しが見えなかった現実に対して挑戦的提言を試みようとした本研究も、望外の社会的貢献ができたのではないかと思われる。

(6) 後記のとおり、本研究期間内にある程度の成果物を公表することはできたが、それらは、本研究の全体構想の一部を断片的に公表したという側面がある。研究費を交付された成果全体を一層まとまった形で大規模な論文に構成し直して、法律雑誌に公表し、あらためて、現状と残された問題を、刑事実務法律家並びに刑事手続法研究者に明瞭に提示し、一層の学問的発展の素材を提供するのが、第一の課題である。

本研究の過程で、必然的に検討した刑事第一審公判審理の在り方、さらにそれを的確に実現するために不可欠な公判準備の在り方については、それ自体、多様な問題が顕在化しつつあるのが現状である。また、現在、一種の標語化が生じている「直接主義・口頭主義」という概念には、極めて不明瞭・不分明な所がある点も、認識されつつある。先行業績の分析検討から、このような新たな問題についても、鋭意研究を進展させたいというのが、刑事手続法研究者としての今後の課題である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計3件)

酒巻 匡、裁判員裁判と控訴審の在り方 - 分科会の趣旨、- 課題と展望、刑法雑誌、査読有、54巻3号、2015.7刊行予定、pp未確定

酒巻 匡、裁判員制度と刑事司法の将来、法の支配、査読有、177号、2015、pp42-51

酒巻 匡、裁判員制度と上訴審のあり方、ジュリスト増刊号 刑事訴訟法の争点、査読有、2013、pp210-211.

[学会発表](計1件)

酒巻 匡、裁判員裁判と控訴審の在り方 - 分科会の趣旨、- 課題と展望、日本刑法学会第92回大会 分科会、2014年5月17日、同志社大学 良心館(京都市)

[その他](計1件)

新聞論説記事

酒巻 匡、論点 裁判員制度5年、読売新聞2014年6月4日朝刊

6. 研究組織

(1) 研究代表者

酒巻 匡(SAKAMAKI, Tadashi)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：50143350

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし